

# 藍住町公共下水道接続改造資金利子補給要綱

平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道の普及を促進し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全等の公共下水道の整備効果を早期に向上させるため、供用開始の公示後、一定期間内に排水設備工事を実施した者に対し、その工事に要する借入資金の利子を補給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用語の定義は、藍住町公共下水道条例（平成20年藍住町条例第220号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 排水区域 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第7号に規定する排水区域をいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽（みなし浄化槽を含む）をいう。
- (3) 接続改造工事 既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事及びくみ取り便所を水洗便所に改造する工事をいう。

(利子補給の対象者)

第3条 利子補給の対象者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 排水区域内の建築物の所有者又は接続改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。
- (2) 公共下水道の供用開始を公示した日から3年以内に接続改造工事が完了する者及び完了見込みの者であること。
- (3) 官公署、会社及びその他の法人でないこと。
- (4) 町の各種融資の償還金を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町税及び国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、公共下水道受益者負担金等を滞納している者は、利子補給の対象者としなない。

(利子補給の条件)

第4条 利子補給の条件は、次のとおりとする。

- (1) 利子補給の対象となる借入金の額は、接続改造工事1件につき10万円以上100万円以内において町長が定める額とする。
- (2) 利子補給の額は、延滞利息を除く借入金の利子相当額とする。ただし、年3.5%で計算した額を上限とする。

- (3) 利子補給の対象期間（以下「対象期間」という。）は、融資を受けた日の属する月の翌月から起算して36月以内とする。
- (4) 利率は、取扱金融機関が定めた率とする。
- (5) 取扱金融機関については、町長が別に定める。
- (6) その他必要な条件は、取扱金融機関の定めるところによる。

（利子補給の申請）

第5条 利子補給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、接続改造工事の完了から30日以内に下水道接続改造資金利子補給申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、借入れの前に町の審査を受けなければならない。

（利子補給の決定）

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して利子補給の適否を決定し、下水道接続改造資金利子補給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（利子補給の請求等）

第7条 利子補給の決定を受けた者（以下「補給決定者」という。）が利子補給を受けようとするときは、対象期間のうち未支給の利子について、対象期間中の最初の償還日の属する月後の毎年1月に下水道接続改造資金利子補給請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。ただし、対象期間を経過したときは、その翌月に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、対象期間のうち未支給の利子について給付する。
- 3 町長は、前項の規定による給付をしたときは、下水道接続改造資金利子補給済通知書（様式第4号）により補給決定者に通知する。

（届出の義務）

第8条 補給決定者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、下水道接続改造資金変更届（様式第5号）により町長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 差押えを受け、又は破産手続開始の決定があったとき。
- (3) その他申請事項の内容に変更が生じたとき。

（利子補給の取消し等）

第9条 町長は、補給決定者又は既に利子補給を受けている者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な方法により利子補給の決定を受け、又は利子補給を受けたとき。

(2) その他町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により利子補給の決定を取り消した場合に、既に給付した利子補給があるときは、期限を定めてその全額を返還させることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。